

# 一般質問



11名の議員からの一般質問があり理事者の考えを問いました

(一般質問について1人3問までの掲載としているため4問目以降については、要旨のみ掲載しています)

## 漁業の振興について

板谷 芳勝 議員

### 問

①漁業振興については、漁業者・漁協・行政が一体となつて取組んでいる「つくり・育て・売る漁業」をより一層積極的に進め、漁業生産の拡大と経営の安定を図る必要があります。

しかし、近年は水産資源の減少及び輸入水産物の増大と魚価の低迷など、依然厳しい漁業経営を強いられています。今後の漁業振興策として重要なことは、資源の管理と栽培漁業の推進にあると考えていますが、北海道では十八年度日本海ニシンの稚魚二百萬匹の生産を行っており、留萌沿岸でのニシンの放流事業は、最近大きな成果を上げています。

当町においても、ニシンの放流事業を試みてはいたが、どうでしょうか。

②磯焼け対策と藻場造成事業

及びウニ・アワビなど浅海増殖事業に新町としてどのよう取組むのか、具体策を伺います。

ひやま漁協及び関係機関と協議しながら振興を図る

### 答・町長

①昨年はサケの豊漁に喜びましたが、漁業経営は依然厳しい状況であることは否めない事実です。

北海道の第五次栽培漁業推進計画は平成十七年度から平成二十一年度までの五カ年計画であります。稚内から積丹町までの日本海北部海域をニシン種苗を放流する海域として位置づけしており、北海道栽培漁業羽幌センターを種苗生産と供給の拠点としています。

さらに、放流技術の開発と放流効果の実証を課題として

掲げ、平成二十一年度までの目標としては、種苗の生産・放流体制を整備した上で放流による効果を実証し、効果に応じた経費の負担配分を検討する事業化実証期とすることを目標としています。

また、当町沿岸海域は、北海道栽培漁業振興公社瀬棚事業所が北海道のクロゾイの拠点として位置付けられています。したがって、せたな町においてニシンの取組みをすることは、現段階では実証期であることや、北海道全体との兼ね合いもあることから難しいものと考えています。

ひやま漁業協同組合及び関係機関と協議しながら栽培漁業の振興を図っていることにご理解願います。

②昨年より北檜山区鶴泊静穏域及び瀬棚区須築漁港新港並びに瀬棚港マリントウン静穏域において、民間レベルによる磯焼け対策効果実証試験としてフルボ酸鉄溶出ユニットなどの設置が行われているところですが、

磯やけの発生メカニズム

はいろいろ説が考えられており、いまだに定説は出されていない状況にあります。その原因として考えられるのは、ダム建設などによって海藻育成の要素となる鉄イオンが海に流入しなくなっていることや、藻食動物であるウニによる海藻の過剰摂餌、海水温の上昇などが起因しているのではないかと考えられています。

留萌支庁管内増毛町において実施したフルボ酸鉄溶出ユニットの埋設実証実験では、著しい成果が確認されています。

現在、北檜山区と大成区において民間レベルで行っている実証試験のデータ集積を行い、実効性の高いものと判断された場合には、国、道など関係機関と十分協議しながら事業化が図られるよう努力したい。

次にウニ、アワビの浅海増殖事業であります。浅海増殖事業と磯焼け対策は密接にかかわるものであり、ウニやアワビが生息するに適した藻場の造成が図られるまで、

ウニの深浅移植事業あるいは種苗放流事業に特化していかねければならないものと考えられています。

なお、大成区では本年度よりウニの水平移植を条件とする移植事業を実施することになっていますが、せたな町におけるウニ漁は漁業者の大きな収入源となっていますから、地元漁協や関係機関と十分協議しながら、既存事業の見直しを図った上で、一定程度の事業量を確保し、新たな取組みや、意欲的な漁業者の考えを積極的に支援して参りたいと考えています。

\*フルボ酸鉄溶出ユニットとは、土壌からアルカリまたは弱酸のアルカリ塩で抽出され、鉄イオンと結合することによりフルボ酸鉄となる。それをヤシ繊維で編んだ袋に充填した物



#### 問・再質問

日本海ニシンについては、サハリン系統、石狩湾系統があるようですが、先日瀬棚沖で六キロほど網にかかったと聞いています。

このニシンがサハリン系統のものなのか、石狩湾系統のものなのか、あるいは瀬棚沖に生息しているものなのか、一回調査をする必要があると思いますがいかがでしょうか。

#### 答・町長

この件については、稚内水域に試験体を送り、どういう系列のニシンなのか調査依頼

をしていました。

数匹という非常に少ない数でしたので、そのどちらかの系統というような確定はできなかったという状況になって

います。

また、若干のニシンが瀬棚沿岸に入っていることは事実です。

## 火災警報器の設置義務について

奥村 喜美男 議員

問 国の消防法の一部改正で、今年六月一日以降に着工する新築住宅の寝室や階段への設置が義務づけられたほか、既存住宅についても周知のための猶予期間が認められ、その期間内に各市町村が火災予防条例を制定することになって

います。

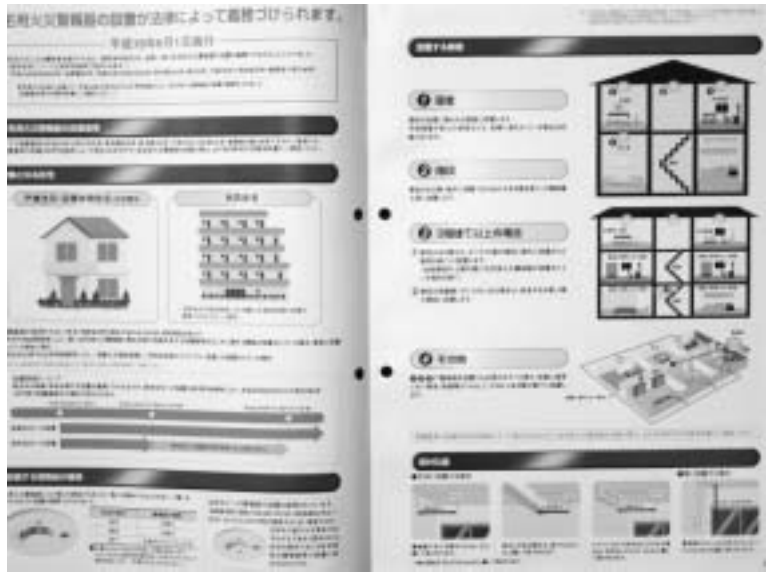
道内では石狩、宗谷、十勝で二〇〇八年六月に最も早く義務化されることになっているが、改めて当町での条例設置の時期等についてお尋ねいたします。

また、市町村によっては火元となりやすい台所は推奨としているが、東京都は昨年三月に先行して義務となってい

平成十七年九月に檜山広域行政組合で一部改正済み

#### 答・町長

平成十六年六月の消防法の改正により義務づけられ、この改正を受け、せたな町を管轄とする檜山広域行政組合消防本部において、火災予防条例が平成十七年九月二十日に一部改正されています。適用時期については、改正



へ周知を図っています。最近では町広報三月号で特集を組みお知らせしています。

### 問・再質問

設置が義務づけられたとのことですが、現状では罰則規定がなく設置しなくても罰金などは科せられないことになっています。

設置場所の原則的な基準等は、地域特性を勘案し市町村がこれを条例で定めることにしています。

新築の建築確認申請を町として受理するのか、また竣工検査に合格させるのかという問題がでてくると思います。

この法改正により悪徳訪問販売が息を吹き返し、既に他県で詐欺事件が起きたと報道されています。

町民には適切な情報を提供し、被害の防止策を講じていただきたいと思います。

現在市販されている火災通報機は五千円から一万円位で売られており、町民にとっては特別な負担増になります。地元業者にとってはビジネス

スチャンスであり、一定の補助金を出すなどの施策検討する必要があると思うが、町長の考えを伺います。

### 答・町長

火災報知器の悪徳商法の関係ですが、当町においても起こる可能性は否定できないということ、三月の広報で悪徳な訪問販売等に注意するよう周知しているところです。

それから、多額の町民負担がかかるということで、何とか地元で購入、更には町の助成についてですが、日本の火災警報器の普及率は非常に低いという状況であり、ちなみにアメリカの例では普及率九十％ということ、国民の意識の違い、自分の生命は自分で守るといった、そういった意識を変えらなければならないからやらなければならない仕事だと感じています。

現時点で補助金については考えていません。できるだけ地元での調達をお願いしますと考えています。

法の趣旨から、新築、既存の区分を問わず同時期とするのが望ましいということですが、新築住宅については平成十八年六月一日からの適用となり、既存住宅への火災警報器の設置、維持の義務については、広報活動を通じて適用への環境を整える必要があることから、平成二十三年五月三十一日までの間を経過期間として、翌六月一日からの適用となっています。

火災警報器の設置場所については、町民皆様の負担軽減等の観点から、設置及び維持を義務づける部分を必要最小限とすることを基本とし、寝室、階段等への設置を義務づけ、その他台所等については自己の責任において設置願うものとしています。

なお、火災警報器の設置促進を図るため、消防法の改正以降数度にわたり「防火しおり」等広報媒体を通じ、町民

# 議 会 の 様 子 を 放 映



定例会、臨時会の様子を本庁・瀬棚総合支所 1階ロビー、大成区は町民センターロビーにてテレビ放映しています。



# 簡易水道配水池の新設について

内 糸 清 議員

## 問

大成区の水道施設は、簡易水道三カ所、飲料水供給施設七カ所、水道組合施設二カ所でありますが、中心市街地を供給している「久遠・都・上浦」を利用対象とする久遠簡易水道施設は布設して四十年以上が経過しています。特に、水道配水池は老朽化し、限界にきている状態であ



り、水道給水の本管も铸铁管が使用されていますが、布設して五十三年も経過しており施設全体の整備と給水本管の取替えが必要と思われます。

平成十五年度より下水道「久遠・都・上浦の一部」地域の供用開始され、現在二百八十五戸が使用されていますが、上浦地域の道路拡幅工事の完成や未整備地域の下水道工事

が普及することで生活水準の向上に伴い、水の需要は益々増大され、広域化による水源の確保と水の供用が必要とされています。

簡易水道配水池の新設と、給水本管の取替えについて町長の力強い所見を伺います。

関係機関と協議しながら整備を進める

## 答・町長

大成区の簡易水道施設の新設と給水本管の取替えについては、安全で安心な水道水の安定供給達成を図ることが健康な生活、環境保全への貢献地域の発展に寄与することと想っています。

大成区の中心市街地を供給している久遠簡易水道施設は、昭和二十七年に供用開始され、昭和四十六年に給水拡張による施設の更新を行い現在に至っており、管路についても昭和六十年以前に布設されており、その中でも昭和二十年代に布設された铸铁管が配水幹線として多数使用されて

いる現状であることから、給水施設は経過年数もたつて老朽化しています。

また、給水人口の減少や、生活環境の変化に伴って、水需要の計画変更、見直しの時期がきています。

今後、整備計画については、

新町建設計画にも盛り込まれ成区全体の水道整備基本構想案が作成されたのに伴い、内容等を精査し、簡易水道事業運営委員会の意見を十分伺いながら、関係機関と協議をし、整備を進めていきます。

# MR-1による頭の検診について

菊 地 繁 雄 議員

## 問

現在の高齢社会を健康に暮らし、長生きしようとする人が願っているところであり、特に脳の病気においては普段からの予防と、疾病の早期発見が大切と言われています。よって次の三点について伺います。

②受診する機会を公平にするため、一〇〇人以上の人数の場合は抽選となっており、その抽選という言葉に納得がいかないのか伺います。

①MR-1による脳の検診を、旧北檜山町では四、五年前から実施していると思います。新町せたな町になっているのになぜ北檜山区という文書を流したのか伺います。

## 公平性を欠くため当面助成対象事業とほしくない

### 答・町長

①MRIによる頭の検診は、大成区は平成二年、北檜山区は平成四年から財団法人北海道神経疾患研究所の協力により実施しており、瀬棚区については平成二年から同機関で検診を実施していましたが、平成十二年から瀬棚医科診療所で生活習慣病検診を含めたCTによる頭の検診に変更し実施しています。形態は違いますが三区とも頭の検診は実施しています。

今年度は、大成区、北檜山区においては既に検診を終了し、瀬棚区については従来同様の計画をしていましたが、医師及びスタッフの体制から十八年度保健事業としての実施は困難な状況であり、北檜山区実施時に希望者を受け入れて実施しています。

今後も現在の検診機関の協力が得られることから、三区とも実施していく考えです。



ています。大成区では、検診機関と協議により新規受診者を優先とし、受診歴、病歴、自覚症状等により決定しております。瀬棚区では全員受診できていました。

なお、受診できなかった方については、保健師の問診等により最寄の専門医受診等を勧めるなど個人指導で対応しています。

③助成については、受診数の制限から抽選等により特定の者のみより恩恵を受けられない状況であり、公平性を欠くため、当面助成対象事業としないことをご理解願います。

### 問・再質問

②私は公平でなく不公平とだと思っており、二年、三年も受診できない方もいるのです。

抽選でなく何か良い方法を

考えていただきたい。また、高齢者となっているが、現実には三十代、四十代の方も受けているので、何歳の方が何%いるのか教えていただきたい。脳の病気はいつどこでなるかわかりません。

死亡原因の第三位に頭脳疾患であり、全員が受診できるように、受診機関である北海道神経疾患研究所一ヶ所ではなく、もう一ヶ所探すとか、二年二回実施するとか、全員年に一回受けられる努力をしていただきたい。

③医療制度改革関連法がとおり、新医療制度では高齢者の医療負担が多くなることから、ぜひ一部助成を考えていただきたいと思います。

病気で何年も通院、入院することがあったら町の財政も大変になると思います。

### 答・町長

②前年に受診した方を除いて抽選していますが、その中でも特に必要性が認められる方については前年受診した方も再度受診を受けていただいて

いる状況です。

十八年度の北檜山区の検診状況は、応募者が百二十一名で受診者数が百十名ということで、十一名の方が受診できなかったということですが、できるだけ全員の方に受診していただきたいのですが、百名という枠がありますので、今回特別に十名枠を増やしていただいて実施したという状況です。

北海道神経疾患研究所に対応をいただいています。これ以外に頭の検診をやられている機関がなく、二回も三回も来ていただけの状況にありませんので、今後どういった対応がとれるのか担当課と詰めてまいりたいと思います。

③助成については、町としてもいろいろな形で保健指導等に予算を充てて別の検診等については実施しており、すべて町が助成をしなければいけないという考えを見直していただき、基本的には自分の健康は自分で守るということを前提に、必要な部分について

は当然まちとして責任をもって事業を組み立てていくこと

ご理解願います。

## 医科診療所の医師確保の状況は

小平 久 議員

### 問

医科診療所の医師が一人になって三月目に入っています。町民や利用者から、医師二名体制はいつになるのかという苦情や相談が相次いでいます。

瀬棚区の医療・保健・福祉の核であった診療所が夜間の灯が消え、多くの町民は不安と不便さでいら立ちを感じています。

町長は、三月定例議会で医師二名体制の確保に全力で取り組むことを約束しましたし、一名体制は暫定的な要素であり、なし崩しの医療体制の縮小ではないと言いました。精力的に医師確保に努力していると思いますが、現在の状況をお知らせ願います。

とで理解をいただきたい。吉岡医師の残れる環境については、保健・医療・福祉が連携した地域医療の充実ということは十分承知し、十八年度の厳しい予算編成の中でもできる限りこれらの事業を進めることにしています。

吉岡医師がどのように理解しているかわかりかねますが、引続き残って地域医療に従事していただきたいとお願しているところですよ。

実は、今朝伺った情報によりますと、吉岡医師は今朝の朝礼で、九月以降も残られるというようなお話しをしたというふうになっていきます。

私には正式にお話はきていませんが、先生には前向きに検討して頂いているものと判断をしたところです。

### 問・再質問

医師募集の状況をみてびっくりしました。

なぜかという、北海道地域医療振興財団に募集を要請しているのですが、北檜山

保病院の医師募集は二千万円以上、瀬棚医科診療所の医師は一千万円から二千万円となっております。

町長が医師二名体制に全力で取り組むといっていることがむなしく感じられます。

二人目の医師確保は、夜間の再開の受け入れ、そして入院の再開につながるものと思っています。なぜ、格差をつけた募集をしているのかお聞きしたい。

吉岡先生が取組んできた禁煙パッチの研究も六月から保険適用になりました。

道内の保険適用医療機関は八十一ヶ所予定されており、禁煙指導が保険対象になるためには①禁煙治療経験がある医師が勤務②専門の看護師の配置③医療機関の敷地内が全面禁煙の条件があります。

医科診療所も保険適用医療機関に申請する予定になっていくか伺います。

### 答・町長

医師募集の報酬に格差があるという指摘ですが、私は報酬を幾らにという指示は一切出していません。

それぞれの診療所、病院で募集をかけた状況でありまして、現状の医師の給与をそのまま出したという状況です。

禁煙パッチの保険医療の指定の申請はしています。

さまざまな整備も進め、できるだけ早く指定を受けられるよう努めています。

## 自治医科大学との関係は

### 問

自治医科大学は二〇〇六年の地域医療後期研修プログラムを発表しました。

地域研修医療機関として全国で十四の医療機関を指定しました。

北海道では、唯一瀬棚医科診療所が指定されました。

しかし、今回の医師辞任等の問題が表面化して研修医師の派遣は頓挫してお金にかえ